

1 趣旨

職員と児童との間の連絡手段に関わる取り扱い、この規程の定めるところによる。

2 連絡手段の取り扱いの原則

- (1) 職員は、児童から携帯電話番号、電子メールアドレス又は通信アプリケーションのアカウント等（以下「電話番号等」という。）の個人情報を取得する際、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこととする。職員が児童に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とする。
- (2) 職員は、児童又は保護者との間で、第3項で定める電話や電子メール、通信アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととする。
- (3) 職員は、不要になった児童の電話番号等は直ちに削除すること。

3 連絡手段

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) フェイスブック、ツイッター等の SNS
- (3) LINE 等の通話アプリケーション
- (4) その他、教員と児童との間の個人的連絡を仲介するもの

4 個人情報の取得及び提供する情報に関する事項

- (1) 職員は、児童から電話番号等の個人情報を取得する際は、第5の(1)のアで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 電話番号等を取得する対象は、担任するホームルームの児童及び顧問をする少年団活動等（児童会執行部を含む。）の児童に限ることとする。
 - イ 児童から取得する情報は、児童の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のアで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要がある場合は、校長の判断によることとする。
- (2) 職員は、児童の保護者の電話番号等の個人情報を取得する場合は、第5の(1)のイで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 電話番号等を取得する対象は、PTA 役員、担任するホームルームの児童の保護者及び顧問をする少年団活動等の児童の保護者に限ることとする。
 - イ 保護者から取得する情報は、保護者の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のアで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要がある場合は、校長の判断によることとする。
- (3) 職員は、児童及び保護者に対して自身の電話番号等を提供する際は、第5の(1)のア及びイで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。

- ア 児童及び保護者に提供する情報は、職員の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通信アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - イ 電話番号等を提供する対象は、PTA 役員、担任するホームルームの児童及び保護者並びに顧問をする少年団活動等の児童及び保護者に限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の（1）のア及びイで定める場合を除く。）により個人情報を提供する必要が生じた場合は、校長の判断によることとする。
- (4) 前号の（1）から（3）までにおいて、職員が個人情報を取得又は提供する場合は、次の通りとする。
- ア 職員は、様式「児童・保護者及び教職員の電話番号等取得許可・情報提供願」により、児童及び保護者の個人情報の取得又は職員の個人情報の提供の許可を教頭に申し出ることとする。
 - イ 職員は、前号のアにおいて許可された後、当該児童の保護者又は当該保護者に連絡する。なお、職員は、申し出た年度内のみ児童調査票を利用できることとする。

5 電話番号等の利用に関する事項

- (1) 職員は、児童又は保護者との間で、メール等による私的な連絡等を行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。
- ア 職員と児童との間の連絡は、授業、少年団及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。
 - イ 職員と保護者との間の連絡は、児童の生活・学習状況、PTA 活動、授業、少年団活動及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。
 - ウ 連絡を行う時間帯は、原則、午後6時までとする。
- (2) 職員は、児童又は保護者から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を教頭に報告の上、対応について協議することとする。

6 個人情報等の管理に関する事項

- (1) 教頭は、児童調査票を厳重に保管することとする。
- (2) 校長、教頭及び職員は、取得した個人情報を、他者へ公開及び提供しないこととし、また、流出しないよう安全管理対策を講じることとする。
- (3) 職員は、個人情報流出の可能性がある場合は、直ちに教頭に報告することとする。
- (4) 職員は、不要になった児童及び保護者の電話番号等を、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、教頭に処理が終了したことを報告することとする。

7 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附則 令和2年2月7日制定